議案第4号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について別紙のとおり定める。

平成28年2月22日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年 法律第76号)が平成27年4月1日から施行され、教育長が特別職になったこと に伴い関係する条例を整備するため、本条例案を提出するものである。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律 の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和31年箱根町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(3) 教育長

別表中副町長の項の次に次のように加える。

教育長	630,000 円
-----	-----------

(箱根町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正)

第2条 箱根町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和32年箱根 町条例第13号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「第35条」の次に「及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第11条第5項」を加え、「規定することを目的」を「必要な事項を定めるもの」に改める。

第2条中「各号の1」を「各号のいずれか」に改め、「任命権者」の次に「(教育長にあっては教育委員会)」を加える。

(箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年箱根町条 例第2号)の一部を次のように改正する。

別表中

Γ

	教育委員	委員長の職にある者	月額	45,000 円	を
		委員	圁	40,000 円	2
Γ					
	教育委員		月額	40,000 円	に

改める。

(箱根町特別職報酬等審議会条例の一部改正)

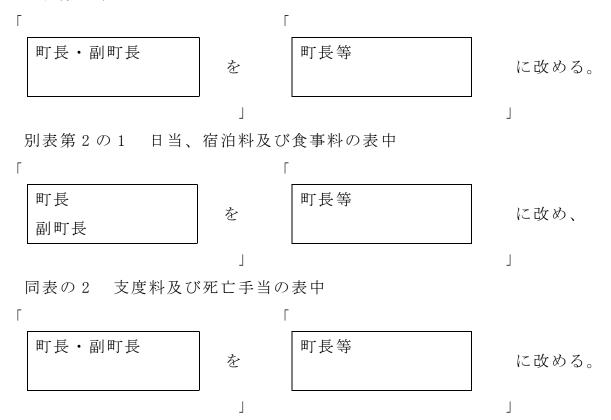
第4条 箱根町特別職報酬等審議会条例(昭和40年箱根町条例第4号)の一部 を次のように改正する。

第2条中「及び副町長」を「、副町長及び教育長」に改める。

(箱根町職員の旅費に関する条例の一部改正)

第5条 箱根町職員の旅費に関する条例(昭和40年箱根町条例第31号)の一部 を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「及び副町長」を「、副町長及び教育長」に改める。 別表第1中



(箱根町職員等不祥事防止対策条例の一部改正)

第6条 箱根町職員等不祥事防止対策条例(平成20年箱根町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「副町長」の次に「、教育長」を加える。

(箱根町青少年問題協議会設置条例の一部改正)

第7条 箱根町青少年問題協議会設置条例(昭和39年箱根町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号を次のように改める。

(3) 箱根町教育委員会教育長

第3条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、

同号の次に次のように加える。

(6) 箱根町民生委員児童委員協議会長

第3条第1項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、 第10号を第9号とする。

第3条第2項中「前項第10号」を「前項第9号」に改める。

(箱根町議会委員会条例の一部改正)

第8条 箱根町議会委員会条例(昭和62年箱根町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第18条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(旧教育長に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号。以下「改正法」という。) 附則第2条の規定による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下この項において「旧法」という。)第16条第1項の教育長(以下「旧教育長」という。)は、その教育委員会の委員(以下「委員」という。)としての任期に限り、なお従前の例により在職するものとする。
- 3 前項の場合においては、この条例による改正前の箱根町非常勤職員報酬及 び費用弁償に関する条例、箱根町職員等不祥事防止対策条例、箱根町青少年 問題協議会設置条例及び箱根町議会委員会条例の規定は、なおその効力を有 する。
- 4 前項の場合において、旧教育長の委員としての任期が満了する日(当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあっては、当該欠けた日)において旧法第12条第1項の教育委員会の委員長である者の当該委員長としての任期は、旧法第12条第2項の規定にかかわらず、その日に満了する。

(新たに任命される委員の期間の特例)

5 施行日から4年を経過するまでの間に任命される委員の任期は、改正法附 則第4条の規定により、新法第5条第1項の規定にかかわらず、当該委員の 任期の満了の期日が特定の年に偏ることのないよう、1年以上4年以内で町 長が定めるものとする。

(新教育長が任命されるまでの経過措置)

6 施行日(改正法附則第2条第1項の場合にあっては、旧教育長の委員としての任期が満了する日)以後最初に新法第4条第1項の規定により新委員長が任命されるまでの間は、町長は、改正法附則第5条の規定により委員のうちから新教育長の職務を行う者を指名することができる。